

タイヤ空気充てん業務特別教育講習会について

毎年、空気充てん作業中のミスにより多数の死傷者がでております。

タイヤ販売店 自動車整備工場 カーディーラー ガソリンスタンド

運送会社等 タイヤ作業に関わる者は必ず受講しなければならないことが

法令で定められております。

また、整備士免許をお持ちの方も 関係法令（午前の部）の講習を

受講しなければならないと規定されております。

会員の方 従業員の皆様 各お取引先 お得意様 等々

周知 ご案内をさせていただきますよう お願い申し上げます。

埼玉県タイヤ商工協同組合

理事長 相原 一広